

現秀方現場襖の戸椽(黒塗)に幽かに指紋を現出し居るを發見「ストーンパウダー」を撒布したるに、稍鮮明なる指紋を現出し、何れも同一指紋なること判明したるを以て、現場關係者の指紋と對照したるも符合するものなく、全く犯人の指紋だとの斷定を爲し得たものである。

指紋利用の經過。是より先縣下新潟、内野、五泉等の警察署管内では、寺院、郵便局等に盜難事件が續出した。何れも其犯罪手口が似寄つて居るから同一犯人であるらしいとの見込を以て犯人物色中、偶々小菅刑務所を逃走せる前記野内實の手口が同一型なることに氣付き、同人の指紋原紙を小菅刑務所より送付を受け、前記常敬寺に於ける現場指紋と對照の結果、爰に全く右野内實の所爲なること判明したるものである。

指紋發見者と利用者。發見者、高田警察署刑事巡查、本多廣三。利用者、警察部刑事課鑑識係刑事事務故巡查部長、牛木周造。巡查、丹羽恭示。

十三、窓硝子に中示指の指紋(新潟)

罪名。窃盜

被疑者。新潟縣西蒲原郡角田村大字越前濱、窃盜前科二犯、清水石松(二三)

被害者。新潟市古町四番地雜貨商、櫻井駒七。

犯罪事實。大正十三年六月十九日午後十一時頃、被害者方店頭表窓硝子を外し忍入り、店頭に

ありたる錢箱中より現金二圓十錢を窃取逃走したるものである。

指紋の狀況。同年六月二十日午前七時頃、侵入せる表窓硝子に現出せる指紋は左手、示指中指にして、稍鮮明のもの、示指は價を附し得らる。

指紋利用の經過。右現場指紋を警察部保管中の指紋原紙により調査せる處、前記被疑者清水石松の指紋に符合せるものあるを發見し、爰に右犯人は清水の所爲なることを確認し、當時新潟市内に頻々と起る手提金庫在中の現金を窃取せる犯人は、其の犯罪手口により何れも右石松の所爲であらうとの見込で連夜警戒し、遂に同人を七月三日午前二時頃市内に於て所轄新潟警察署刑事巡查水村清八が逮捕した。取調の結果同年六月十一日より逮捕當夜迄の間、市内二十八ヶ所に忍込み、現金二百五圓餘を窃取したることが判明した。

指紋發見者と利用者。發見者、新潟警察署刑事巡查、佐藤伸太郎。利用者、警察部刑事課鑑識係刑事事務巡查部長、丹羽恭示。

十四、小竈筒の抽斗に指紋(新潟)

罪名。窃盜

被疑者。新潟縣中蒲原郡石山村大字鴉又、新潟驛掃除夫、岩野與一郎(三四)

被害者。新潟市沼垂五ノ町、山田庄治。

犯罪事實。大正十三年九月十九日午前三時頃、被疑者岩野與一郎は前記山田庄治方裏口藤籠な
き所より忍入り、同家寢室小篋箱中より現金三十三圓餘、婦人用金剛懷中時計、衣類、其の他
八點、價格九十八圓餘を窃取逃走したるものである。

指紋の状況。大正十三年九月十九日午前六時頃小篋箱の抽斗に稍々不鮮明にして價を付し得ざ
る指紋を現出して居つたのを發見した。

指紋利用の經過。被疑者與一郎は豫て同町料理屋元木樓に屢々登樓遊興したることあり、其の
行動捜査の結果、容疑の點ありしを以て被疑者として所轄署に於て取調べ、一面指紋を採取し
て現場指紋と對照鑑識したる處、同一指紋なること判明、遂に前記犯罪事實並に前記元木樓事
村上ナカ方衣類盜難事件二件を自供するに至りたるものである。

指紋發見者と利用者。發見者、沼垂警察署刑事巡查、田村勇藏。利用者、警察部刑事課鑑識係
刑事事務故巡查部長、牛木周藏。

十五、白ボール箱に硝酸銀を塗布して現出(埼玉)

罪名。窃盜

被疑者。神奈川縣津久井郡中野町大字不津原七十七番地、前科十三犯、長田吾市(四五)

被害者。埼玉縣北足立郡上尾町大字上尾宿三百四十番地藥種兼洋物商、栗原清治。

犯罪事實。大正十三年十一月十四日午前三時頃、被害者方居宅店舗の南側の戸袋に接したる雨
戸の輪鍵ある部分の外側を、徑二分の「ボルト」錐を使用し鶏卵大に切り抜き、輪鍵を外して忍
入り現金二圓六錢及羅紗マント一枚、外洋物類十四點價額二百四圓五十錢のものを窃取したも
のである。

指紋の状況。指紋は大正十三年十一月十四日午前十時被害者方に於て發見、指紋存在の物件は
被害品たる中折帽子を入れありたる、筒形白色ボール紙製容器の外側であつた。

前記容器に犯人の指紋存在し居るものと認め、八%の硝酸銀液を塗布したる處、其の外側に左
示指、中指、環指の紋様を鮮明に現出した。

指紋利用の經過。本被害事件に關し縣下各警察署長に訓達すると同時に、近府縣に照會犯人搜
査中の處、同年同月二十二日縣下川越警察署に於て洋物雜貨の窃盜現行犯人として、前記長田を
檢舉したる旨同署長より報告ありたるを以て、栗原方の被害も同人の所爲と認めらるゝに付、取
敢へず指紋の採取をなし、現場指紋と對照せしめたる處、其の紋様符合し、同人の所爲たること
毫も疑ひなきに至りたるを以て、大宮警察署より司法主任警部補山口義行、及刑事係巡查部長巡
査佐瀬一宗を川越警察署に出張せしめ取調べたる結果、其の犯罪事實及贓物處分の顛末まで自
供するに至りたるものである。

指紋発見者と利用者。 発見者、大宮警察署在勤刑事係調査部長巡査、佐瀬一宗。利用者、同署勤務警部補山口義行。

十六、硝子の破片に指紋(高知)

罪名。 窃 盗

被疑者。 高知縣長岡郡天坪村角茂谷、西岡弘道。高知市元興力町二四、筒井政勝。

被害者。 高知市浦戸町七六、三浦龜尾。

犯罪事實。 大正十三年二月八日午後十時頃より翌九日午前八時に至る間に於て、高知市新世界商品館北側西部入口の硝子戸を刃物を以て切破り侵入、被害者の店舗に陳列しありたる貴金屬價額六百九十七圓に相當する物を窃取した。

指紋の状況。 被害の翌日大正十三年二月九日午前九時、現場臨検により賊の侵入の際破壊したる、商品館北側西部入口硝子戸の硝子破片に指紋を発見したが、指紋不鮮明にして特徴等判明しなかつた。

利用の経過。 本件捜査に關しては、現場指紋の外何等捜査の資料なく、唯舉動不審者が犯行前後に徘徊せるを探知し、捜査の結果、十二月十三日午後十一時頃高知警察署刑事調査部長高橋龜吉、刑事調査勝賀野純次兩名に於て本犯人を発見し、曩に採取せる指紋と對照取調を行ひた

る結果、犯行を自白すると共に贓品の所在を發見檢舉する事が出来たものである。

発見者と利用者。 刑事調査部長、高橋龜吉。刑事調査、勝賀野純次。

十七、路傍に捨てた手提金庫に指紋(福岡)

罪名。 強 窃 盗

被疑者。 原籍、福岡縣三井郡弓削村大字高良番地不詳、當時住所不定、黒岩彌藏(三〇)

被害者。 福岡縣戸畑市末廣小路八十八番地湯屋業、伊崎仙松外三名。

犯罪事實。 賊は大正十三年十月六日午前二時頃、戸畑市末廣小路八十八番地湯屋業伊崎仙松方に侵入し、手提金庫(湯札六百枚在中)及出刃庖丁一個被害額合計二十五圓十錢相當を窃取逃走し、手提金庫内には湯札のみなりしを以て之を路傍に放棄し、該出刃庖丁を携へ、同夜午前四時頃同市明治町一丁目若松警察署水夫佐藤徳藏方に侵入し、同家に在りし刺身庖丁と取替へ、該庖丁を以て金を出せと脅迫したるも抵抗を受け、未遂の儘逃走す。

翌十月七日午前三時頃、同市明治町三丁目菓子小賣商古田政平方に、前記佐藤徳藏方より奪取せる刺身庖丁を携て侵入し、屋内捜査中匕首を窃取逃走し、同夜午前四時頃同市明治町二丁目菓子商米田久吉方に侵入し、前記古田政平方にて窃取せる匕首を以て久吉長女ミツエ(一九)を脅迫し、現金の提出を命じたるも應ぜず、勝手に搜して呉れと相手にせざりし故遂に何物をも

得ずして逃走す。

本件は伊崎仙松方より窃取せる出刃庖丁は佐脇徳藏方に遺留し、佐脇徳藏方より強奪せる刺身庖丁は古田政平方に置き、古田方より窃取せる匕首を以て米田久吉方に於て強盗を働きたるが、遺留品の関係より六七日の兩日に亘る強盗四件は、同一犯人なりとの推定を爲すことを得た。指紋の状況。大正十三年十月六日午前六時、伊崎仙松方より窃取せる手提金庫を、現場を距る約二丁の路傍に放棄しありたるを發見し、即時粉末を撒布したるに多數の指紋現れたるを以て、鑑識係に於て之を撮影し、家族及關係者の指紋と對照したるに、内一個は何人の指紋にも該當せざりしを以て、犯人のものと鑑定するを得た。

利用の經過。事件發生と同時に、所轄戸畑署は極力捜査に従事すると雖も何等物的證據なく、捜査困難の折柄、同市明治町二丁目時計商青木卯一方へ銀側腕巻時計一個を賣却に來りたる者あるを探知し、取調べの結果他の窃盜事件の贓品にして、賣主は前記黒岩彌藏なること判明、其所を捜査中、八幡市枝光方面徘徊中を逮捕し、戸畑署に引致取調べたるに、窃盜事件は自供するも他は一切自白せず。然るに本人の前歴及強盜事件發生後の行動等取調べるに、容疑の點多くあるも物的證據なき爲め犯人は依然として自白せず、此の上の調査は指紋の對照あるのみと氣附き、本人の指紋を採取、前記金庫に残留せる現場指紋と對照の結果、同一人の指紋なること判明し

たるを以て、之れを唯一の證據として詰問したるに遂に包みされず、前記犯罪事實を逐一自供するに至つたものである。

發見者と利用者。發見者、刑事巡查、則松保茂。鑑識係警部補宗田萬三。利用者、巡查、原島竹次郎。同鋼島武右衛門。

十八、錢入の竹筒に残したる指紋(宮崎)

罪名。窃盜

被疑者。東諸縣郡高岡町大字飯田七五番地、西田甚助。

被害者。同郡高岡町大字内山三、一四五番地、牧長三郎。

犯罪事實。大正十三年六月九日午後九時より翌十日午前二時頃迄の間に於て、被害者宅奥座敷床の隅に現金四圓七拾錢入りの竹筒を置きありたるを窃取する。竹筒は裏庭に放棄しあり、更に同所へ釜を持出してあつた。

指紋の状況。六月十日朝届出に依り、遺留品竹の筒に「アルミニウム」粉末を撒布したるに、僅かに指紋が現出した。

指紋利用の經過。被害者の申立に依れば、三日前西田甚助なる者菓子を求めに來り、釣錢を床の隅に置きありし竹筒より差出したる模様にて、刑事隅元重義は右甚助を同行し、同人の指紋

を採取し、現場に遺留せる指紋と対照したるに符合し、且つ贓金四圓二十九銭を所持し居りて遂に自白するに至り、審理の結果懲役二年に處せられた。
指紋発見者と利用者。刑事巡査、隈元重義。

大正十四年

一、出刃庖丁に光明丹を撒布して現出(北海道)

罪名。 窃盜、住居侵入、公務執行妨害及傷害。

被疑者。 宮城縣遠田郡元湧谷村字小塚遠藤祐事、澤田信良(三〇)

被害者。 函館市末廣町、今井吳服店。同市恵美須町四〇、柴田吳服店。

犯罪事實。 大正十四年五月六日夜今井吳服店に忍び入り、千六百五十二圓に相當する物品を窃取し、同年六月二十一日夜、柴田吳服店へ侵入して、六百五十二圓餘に相當する物品を窃取したものである。

指紋の狀況。 各々被害の届出があると共に現場に臨檢した。今井吳服店では、地下室から階上に昇る扉の錠前破壊に使つた、出刃庖丁の尖端が曲つて居たから、之に光明丹を撒布して見ると、價不明の拇指だと認められる渦狀紋を稍々鮮明に檢出した。

柴田方では様側硝子戸の一部に、硝子を掴みて移動した形跡があつたから、其部分に光明丹を撒布して見ると、價不明の左第一から第四に至る指頭隆線を現出することが出来た。

指紋利用の經過。 前記二件の窃盜事件の外、各所に同一手口の窃盜事件が頻發して、其犯人捜査中、同年七月三日若松郵便局長佐渡次衛方に侵入した一名の賊があつた。折柄巡回中の大澤巡査は、賊と格闘の未遂に之を逮捕して函館警察署に引致した。同署に於ては犯人の取調をしたが、餘罪は更に供述しなかつた。そこで同人の指紋を採つて前記の現場指紋と對照すると、全く同一人の指紋だと云ふ事が判明し、之に依つて追究した結果、遂に以上の犯罪は同人の行爲であると云ふ事を自供した。

指紋発見者と利用者。 函館警察署詰巡査、吉田清水賀。

二、硝子窓の枠に硝酸銀を塗布(北海道)

罪名。 窃盜及強姦。

被疑者。 北海道宗谷郡稚内町本通北二丁目二二五駒吉六男、櫛谷由松。

被害者。 函館市相生町十七番地吳服商、瀧川與一郎。同雇人、長谷川つね。

犯罪事實。 大正十四年七月二十日午前二時頃、函館市内相生町十七番地瀧川與一郎方家人熟睡中、裏手便所硝子窓を押し開き屋内に侵入し、流し元に至り出刃庖丁を携帯し、店内より吳服類

百三十二圓餘相當のものを窃取し、屋外に出んとする際に雇人長谷川つね(二二)が之を發見するや、被疑者は携帯せる出刃庖丁を以て脅迫し、強姦を遂げ逃走す。

指紋の状況。 犯罪當日届出と同時に現場臨検の際、侵入ヶ所の硝子窓の枠に、硝酸銀を以て稍々鮮明なる指紋を現出する事を得た。

指紋利用の経過。 同日最近出獄した被疑者が、贓品と認めらるゝ物件を所持して居たのを引致し來たり、其指紋を對照するに現場指紋と符合し、之により追究した所が終に犯罪事實を自供した。

指紋發見者と利用者。 函館警察署寫真事務巡查、吉田清水賀。

三、日本刀の峯に押指紋(警視廳)

罪名。 強盜未遂、殺人。

被疑者。 東京府下淀橋町柏木一一九、龍井計馬(二九) 原籍、栃木縣宇都宮市梁瀬町一、一二

八、渡邊四朗(三四)

被害者。 東京府下西大久保町二八九酒店、高木米吉。

犯罪事實。 大正十四年三月十三日午前一時五十分より同三時迄の間に於て、前記被疑者兩名は共謀の上、強盜の目的を以て被害者方裏手木戸の錠前を外して侵入し、裏二階六疊の間に至り雇

人四名中三名を縛し、外一名の雇人を主人の居間に案内させ主人を呼び起しな時、被害者は目を覺まし其姿を見て、泥棒／＼と呼びつゝ、裏手臺所入口方面に逃走したるを以て、兩名は之を追ひ、臺所入口木戸際に於て、携帯せる日本刀を以て被害者の前向より斬付て殺害し、其儘露路傳ひに同家裏に至り、日本刀を放棄して逃走したものである。

指紋の状況。 大正十四年三月十三日午前六時頃、被害者宅裏露次内に於て發見したる日本刀身の峯、刃先より約四五寸の箇所指紋あり。

指紋は被疑者の右手拇指と認むべき、鮮明ならざるも特徴を二三有する、對照に充分價值あるものを發見採取す。

指紋利用の経過。 指紋に就ては其後強盜及強盜傷人を主とし、警視廳鑑識課の設備に係る指紋原紙に就て研究中、小石川富坂署に於て、通行中の不審者を被疑者として同行取調たるも自白せざるに依り、鑑識課に指紋の照會があつた。之を前記採取の現場指紋と對照せしに、同指紋と特徴符合するを以て、本事件の犯人たることを明白にするに至れるものである。

指紋發見者と利用者。 刑事部鑑識課勤務巡查、川島瀧治。 同勤務警視廳技手、山口信男。 同勤務警視廳技手兼警部、武内光美。

四、用算筒の抽斗より三個の指紋(警視廳)

罪名。 窃盗。

被疑者。 東京市本所區長岡町四二、小宮勇太郎。

被害者。 東京府豊多摩郡淀橋町字綠ヶ岡二六一東京地方裁判所検事、岩松玄十(四五)

犯罪事實。 大正十四年五月二十日午前二時頃、犯人は裏手の空地より入り来り、附近より空樽

(セメントの入りたるもの)を持来り之を踏臺とし、玄關際の應接間の硝子兩戸を線香の火にて焼付同硝子を焼切り、之より手を入れ錠前を外し侵入したるも、奥の間に通ずる木戸の戸締重なるため再び侵入口より屋外に出で、裏庭を廻りて奥六疊の茶の間際に至り、同所の硝子兩戸を前記同様に線香の火を以て焼切りて錠前を外して侵入し、被害者寢室の隣室なる六疊の、箆筒抽斗及び用箆筒抽斗を引出し金品を窃取し、更に隣家に(當時新築中)に入り贓品を荷造りして其儘逃走したものである。

指紋の状況。 現場指紋の發見日時場所、大正十四年五月二十日午前五時、被害者宅應接室の窓硝子兩戸と奥六疊の用箆筒抽斗より採取す。指紋存在の物件箇所、應接間窓硝子の錠前附屬附近の硝子面及用箆筒抽斗側面に於て、被疑者の示指、中指、環指(左手)と認む可きものを發見す。指紋附着の状況 前記各指紋は一部分のみにして鮮明ならざるも、特徴を有るものなるに依て被疑者と對照するに充分價值あるものであつた。

指紋利用の經過。 現場指紋に就ては、各署に檢舉せる窃盜被疑者及鑑識課設備の同一手口索引に依り指紋對照中、北海道函館署より同事件の被疑者と認むる者を檢舉せる照會ありたるを以て、同署に對し本人の指紋を送付したるに、同人の左手示指に符合するを以て、同事件の犯人たる事を明白にするに至つたものである。

指紋發見者と利用者。 發見者、刑事部鑑識課勤務巡查、川島瀧治。利用者、同上警視廳技手兼警部、武内光美。同警視廳技手、山口信男。

五、金庫に四つの指紋(大阪府)

罪名。 窃盗。

被疑者。 大阪府岸和田市北町一〇六番地和田喜八郎方、和田シマ。

被害者。 大阪府岸和田市北町一〇六番地、鶴原福松。

犯罪事實。 被疑者は大正十四年四月二日、前記鶴原福松方表の間の箆筒抽斗内の金庫在中現金二百三十八圓五十錢を窃取したるものである。

指紋の状況。 大正十四年四月二日、遺留されたる手提金庫に、右手、中指、示指、環指、小指の指紋を印す、被疑者シマと被害者福松は軒を並ぶる隣家にして、現金を抜き取りたる空金庫は兩家の中間の小路に放棄してあつた。該金庫に遺留されたる指紋は稍々鮮明を缺くも、分類をなすこ

とを得たり。指紋價は8879であつた。

指紋利用の經過。 被疑者和田シマは被害者福松方の手提金庫を持ち出し、在中金を窃取し、該空金庫は自宅と被害者宅との中間小路に放棄し、只今夫喜八郎不在中二人連の強盜忍び入り、私を脅迫し咽喉を絞め人事不省に陥らしめ、簞笥抽斗内より衣類數點並に小使錢を強奪して逃走せし旨、所轄大阪府岸和田署に急報したるものにして、同署よりは直ちに捜査係員出張現場並に附近を検證するに、前記金庫を横手小路に發見し、府警察部刑事課に即報し、併せて該金庫の鑑識方を要求したるものである。鑑識係員出張鑑識の結果、前記指紋を發見したるものにして、所轄署に於ては被疑者シマの強盜被害届出に對し不審の點あるより、同人の指紋を採取現場指紋と對照の結果、同一指紋なること發見し、極力取調の結果、強盜被害届出は全く虚構にして、自己の犯行を隠蔽せんが爲め警察を偽問せんとせる狂言なりしことを逐一自供した。因に被疑者シマは本夫あるにも係らず他に情夫(姦夫)ありて常に金錢を網ぎ、金策に窮したる結果悪意を起したるものであつた。

指紋發見者と利用者。 大阪府警察部刑事課巡查、中村時次。

六、天窓の硝子に印した示指々紋(大阪府)

罪名。 強盜。

被疑者。 大阪市西區京町堀通五丁目四十九番地生魚商細野源次郎方、加藤茂。

被害者。 大阪市西區京町堀通五丁目十九番地、赤池リウ。

犯罪事實。 被疑者は大正十四年十月三日午前零時頃、黒木綿にて覆面なし被害者方裏手天窓より屋内に侵入し、同所に垂し居りたる繩暖簾二筋を切り取り、之を所持し内庭傳ひに戸主リウ及長女千代子(一九)が就寝せる奥四疊半の間に忍び入り、千代子の傍に行きたる時、同人は眼を醒まし驚きの餘り「お母ちゃん」と大聲を立てたる爲めに、其傍らに寢臥し居たる母リウは直ちに起き上りしも、共に恐怖の餘り慄へて居た。被疑者茂は豫て用意の小刀を抜き、リウに突き付けて金を出せ出さねば殺すと脅迫し、且つ携帯せる細繩にて同人の両手を前にて縛り、其傍らにありたる西洋手拭にて猿轡を嵌めたるに依り、傍の簞笥の抽斗より金錢入りの小箱(俗に秘密箱)を取り出して與へたる處、被疑者茂は其小箱を小刀にてこぢ割り、在中金七圓六十五錢を懐中したる後、リウをして同家二階に案内させ、今より三十分間計り黙つて居れと云ひ殘し、物干場より屋外に逃走したるものである。

指紋の狀況。 大正十四年拾月三日午前七時、前記被害者宅屋上天窓硝子(侵入口)に遺留されたる、右手示指は鮮明にして隆線三本價る特徴があつた。

指紋利用の經過。 所轄川口署に於ては刑事課に即報、直ちに鑑識係員出張鑑識の結果、前記指紋

を發見し、直ちに之を寫眞に撮影し捜査資料に供す。
全力を擧げての捜査も何等得る處なく數日を經たる時、現場指紋により捜査の議を起し、之が捜査に着手す。

該被害地は俗に雜喉場と稱し、一帶市場にして大阪市西部商人(生魚、乾物、青物商人)數千人の出入する箇所なれば、之が捜査も進捗せず、出入商人にして青壯年者は悉く指紋を採取しやうとの意氣込みを以て之が實行に努め、百數十人の指紋採取せし時、偶々該指紋を發見した。之を根據として取調の結果遂に犯罪事實を自供したるものである。

因に被疑者は之より先所轄署の取調べを受けたるも、巧みに事實を隱蔽し居たるものであつた。
指紋發見者と利用者。 大阪府警察部刑事課詰巡査部長、岡本秋葉。

七、金庫の指紋の主は模範青年(大阪府)

罪名。 窃盗。

被疑者。 大阪府泉南郡北掃守村大字春市岡田利三郎方、村上慶治郎。

被害者。 大阪府泉南郡北掃守村大字春市三一五番地、岡田利三郎。

犯罪事實。 被疑者は大正十四年十一月一日午後六時、前記岡田利三郎織布工場事務所戸棚内に入れありたる、同人所有の手提金庫在中金七百十圓を窃取したるものである。

指紋の状況。 大正十四年十一月三日、工場内に放置しありたる手提金庫に附着せし指紋は左方
拇指で、外角を缺くも鮮明なる渦狀紋であつた。

指紋利用の經過。 盜難被害届出に接したる所轄岸和田警察署にては捜査員出張檢證するに、此の犯罪手段は他より侵入せしものではなく、犯人は内部の者ならんと目星の下に鑑識係員出張方を要求した。故に即時係員出張臨檢の結果前記現場指紋を發見す。依つて雇人全部に亘り指紋を採取し、現場指紋と對照の結果、被疑者慶次郎の左手拇指は一致せしを以て極力追窮の結果、漸く犯行を自白せしむるに至つたのである。

因に被疑者慶次郎は有福なる家庭に育ち、實父は現に村會議員を勤め人望篤く、慶次郎も亦青年團員中模範青年にして、酒色に耽るが如き事實は毛頭なく、剩へ犯罪事實を頑強に否認せしより、取調の衝に當りたる者さへも現場指紋を疑ひたる程であつた。

指紋發見者と利用者。 大阪府警察部刑事課詰巡査、森田三次。

八、指紋から化の皮剥がる(新潟)

罪名。 強盜(虚偽の届出)。

被疑者。 新潟縣刈羽郡柏崎町旅人宿市川秀次方賣藥行商、中鹽吉之助(一一)

被害者。 無し

犯罪事實。 大正十四年十一月十一日午前一時頃、右は管内柏崎町旅人宿市川秀次方下座敷に就寝中、兩戸を開け、前記時刻に短刀を所持せる二人組の強盗に襲はれ、所持の現金百五十圓を奪せられたりとの届出により、所轄柏崎警察署に於ては即時現場に臨み檢證せる處、本人は左前胸部其他數ヶ所に重傷を負ひ居り、文室内鮮血入り居る狀況なるを以て、全く賊の所爲と認め、所轄署は即時非常警戒を爲すと共に、一面縣警察部に即報したるに依り部員三名を現場に急派した。先に柏崎署の檢證の際賊の指紋だとして、被疑者の居た隣室の壁に血液にて印象せる指紋を、刑事課鑑識係は仔細に鑑識せる處、右手小指の指紋中心部の隆線が僅かに肉眼にて見らるゝ状態にありたるを以て、先づ第一被疑者に此の座敷へ來りしことありや否やを訊ねたる處、被疑者は這入りたることなく、賊と格闘中賊の内一人の手を噛付きたれば賊のものであらうと申立てたるも、該印象の右手小指の指紋と同人の指紋とを對照の結果、同一指紋であると決定し、其の場に於て全く虚偽の届出なることを看破した。被疑者は兄と共に數年前より各地へ賣藥行商を爲し居るものにて、偶々同年四月徵兵検査の際友人と共に料理屋に登樓し、藝妓と馴染を重ぬるに至りたるも、年中の大部分は物堅き兄の監督の下に在りて他國に行商する身として思ふ様だ其の藝妓と逢ふこと不叶、爾來悶々裡に行商を續け居りたるも歸郷の念禁じ難く、兄の不在中集金したる百五十圓の金を所持せるを奇貨とし、恰も強盗に襲はれ負傷したりと云

へば、如何に物堅き兄と雖も直に歸國して治療せよと言ふべく、左すれば其の金にて藝妓に逢ふ事叶ふべしとの考より、虚偽の届出を爲せるものであつた。

指紋發見者と利用者。 發見者、柏崎警察署長警部、富川直平。利用者、警察部刑事課鑑識係刑事事務調査部長、丹羽恭二。

九、横の黒塗櫃に犯人の指紋(三重)

罪名。 窃 盜。

被疑者。 兵庫縣武庫郡瓦木村大字瓦林六番屋敷、畑中伊之助。

被害者。 三重縣宇治山田市吹上町二四一番地質屋業、笠井眞三。

犯罪事實。 大正十四年二月十九日午後十一時より翌午前六時半迄の間に、賊は被害者方倉庫に接續せる座敷の兩戸を開きて侵入し、下女の就寝し居る座敷より店の間に到り、表出入口の錠前を外し逃走口を作り、机上に在りし木製の金庫を窃取し、同所より鐵道線路に出て鳥羽方面に向ふ線路に於て金庫を開き、在中現金四百圓額面五百圓の國庫債券等を窃取逃走したるものがある。

指紋の狀況。 大正十四年十二月二十日午前七時、被害者住宅下女寢室と店との間の、仕切襖黒塗櫃に犯人の指紋と認むべきものを發見せしに依り、白塗末を撒布したる處、價値を計算し得る

鮮明なる二個の指紋を發見す。

指紋利用の經過。 右指紋發見により、該指紋は被害者家族の指紋なるか否かを比較鑑別の結果、家族の指紋にあらざること判明せしにより、指紋附着の框を外し、指紋を寫眞に撮影し、犯人は前科者の所爲と認めたるを以て、撮影せる指紋を司法省行刑局指紋部に照會したる結果、該指紋は前科三犯畑中伊之助なる者の右手、中指、環指に該當する旨回答に接したるを以て、同人を犯人と認め、關係廳府縣警察部へ指名窃盜犯人として手配したる結果、同年四月七日兵庫縣神戸市相生橋警察署の手に依り逮捕せられ、宇治山田警察署に引渡を受け取調べたる結果、前記笠井眞三外十一件の重要窃盜を自供し、此の被害金額約一萬二千圓に達し、内約一萬圓は被害者に還付する事が出来た。

指紋發見者と利用者。 刑事事務巡查部長、南角金左衛門。 同巡查、島田留次郎。

十、窓硝子の破片に残る指紋(三重)

罪名。 窃 盜。

被疑者。 三重縣阿山郡西柘植村大字御代百十三番地、福森文一。

被害者。 三重縣津市丸之内本町百五ビルディング内サツキ商會事、中軸伊三郎。

犯罪事實。 大正十四年四月三日午後九時より翌午前八時迄の間、津市丸ノ内本町百五ビルデ

ング内サツキ商會の入口「ドア」を抉ち開け侵入し、赤革製トランク外七點時價二百十八圓位の物を窃取し、同月二十四日午後十時より翌午前五時に至る間前記サツキ商會の硝子窓を破壊し侵入し、現金六十二圓四十錢及尺八のトランク一個、代二十五圓二十錢外三百三十九點時價九百七十五圓五十錢、合計一千六十三圓四錢に相當する品物を窃取したものである。

指紋の狀況。 大正十四年四月二十五日午前十一時被害現場臨檢の際、犯人は最初侵入口を作る爲め、木片様のものにて窓硝子を破壊し、断片を抜き取り除去したる形跡あり、依て能く之が調査を爲したる結果、該硝子の表裏に犯人の指紋と認むべきもの附着し居りたるを以て、之に「アルミニウム」粉末を撒布したる處、特徴ある鮮明なる指紋一個を發見す。

指紋利用の經過。 依て該指紋を寫眞に撮影し、直ちに司法省指紋部及警視廳鑑識課に照會の結果、右指紋は前記福森文一の指紋と判明せるを以て、各廳府縣警察部に指名窃盜犯として手配すると共に極力所在捜査の結果、同年八月二十八日名古屋驛に於て張込中の本縣刑事課員の手に依つて逮捕したるものである。而して其の後取調べの結果、前記犯罪及名古屋ビルディング盜難を始め本縣下及滋賀縣下の土藏破り其他重要盜難十一件を検舉することを得た。

指紋發見者と利用者。 發見者、津警察署刑事事務巡查部長、中井正毅。 利用者、刑事課鑑識係巡查、村木英雄。

十一、一升壺に渦狀掌紋(愛知)

罪名。 窃 盜。

被疑者。 名古屋市中區古澤町柴田善太郎方、増田正男。

被害者。 名古屋市南區稻永新田三、八〇〇番地、櫻木やぶ。

犯罪事實。 被疑者正男は大正十四年三月十七日午後二時頃、前記被害者方不在中、表戸錠前を破壊し屋内に忍入り、奥六疊の間簞笥抽斗内より預金額三百餘圓の貯金通帳一冊、及印鑑並に八端織袴羽織一枚代十二圓外一點を窃取したるものである。

指紋の状況。 現場臨検の結果被害者方勝手土間にありたる一升入硝子壺が、勝手の間疊の上に轉がつて居るのを発見したるに依り、之を検するに壺の上部に鮮明なる右手々掌渦狀紋形を発見、之を採取して置いた。

指紋利用の経過。 被害模様より考ふるに、被害者方の勝手を知れる者の所爲の如く認めたるを以て、捜査の結果、一二回被害者方に出入せる前記被疑者が素行不良にして不審の點多きを聞きし、之を同行取調べたるも物的證據なく、自供するに至らざりしを以て同人の手掌紋を採取し、現場掌紋と照合の結果、同一紋様なること判明、遂に否認の餘地なく前記犯罪を自供するに至れるものである。

指紋発見者と利用者。 愛知縣築地警察署刑事事務巡查、筒井重忠。 同巡查、溝口光照。

十二、手提金庫に残した油垢指紋(山梨)

罪名。 窃 盜。

被疑者。 山梨縣南都留郡谷村辨天町石渡金太方、富士電氣軌道株式會社檢車係、山中忠夫(二

四)

被害者。 富士電氣軌道株式會社大月出張所電車驛助役、山本利雄。

犯罪事實。 大正十四年三月八日午前四時三十分頃、被疑者忠夫は富士電氣軌道株式會社檢車係として就勤中、前記日時同會社大月出張所電車驛助役山本利雄が、前日來よりの収入金一百六十一圓十七錢を手提金庫に入れ、同出張所事務室の奥の押入戸棚に入れ置きたるを知り、取扱者山本利雄外當番員三名が事務所の傍なる休憩室に於て假眠中、隙に乘じ事務室に忍入り、前記金庫を手提金庫の儘窃取し、其の儘電車驛構内なる檢車小屋に隠匿し置き、翌九日午後十一時頃人目を避けて檢車小屋内に於て該金庫を開き、在中の現金は電車機關車内板裏に隠匿し、金庫は中央線大月驛構内外圍なる杉生垣の繁茂せる中に投棄せるものである。

指紋の状況。 犯人は檢車係にして、常に機械油を使用し居り手に油を附着し居りたる爲め、當初金庫発見の際埃の附着せる指紋を金庫外面に數ヶ発見、仔細に鑑識の結果、双胎蹄狀紋の拇指と

認むべきもの二ヶ、及左手の環指より印象されたるものと認めらるる双胎蹄狀紋二個を現出されたるも、其の他の指紋は鮮明ではなかつた。

指紋利用の經過。事件届出に依り即時現場に出張調査するに、被害は確實なるも何等證據と認むるもの無く、依て第一着手として當夜勤務の被害者、出札係、小荷物係、檢車手等に就き行動を綿密取調べたる處、午前四時五十三分發吉田行電車の發車されたる後約十分乃至十五分の中に、各事務員等は事務所内の假休憩所に何れも就眠し、同五時十分上り電車が驛に着したる際は一同勤務し居りたる關係上、被害時間は僅か四十何分の間に於て、犯人は内部にありと見込を附け捜査を進めたるに、同夜檢車庫に休息し居りたる前記山中忠夫に不審の點あるも何等證據なく、依て同驛勤務非番員に對し當夜の行動及最近同社を解雇されたる者にて素行不良と認むる數人に付き極力捜査を進めたるも、之れ又得る所なく、尙ほ被害品たる手提金庫の發見に努むべく大月驛を中心として捜査隊を三隊に分ち、東は隣村なる大原村猿橋、西は廣里村花咲、南は禾生村、北は賑岡村字淺利桂川沿岸一帯に付、隅なく捜査するも發見する事不能、依て列車を利用する大月驛に關係ある所在不明の刑事要視察人の立ち廻りの有無に付捜査中、同月十五日午前九時三十分前記杉生垣内に於て該當手提金庫が發見されたる旨届出ありたるを以て、直ちに現場に出張綿密調査するに、前日搜索したる而も被害場所を離る僅かの地點に隠匿しあるに其の後に於

て何者かが持ち來り投棄したるものと推考され、且つ犯人は附近殊に内部關係なる事と物語るものと觀察を深からしめられたるを以て、同金庫を仔細に檢したる處、埃を以て現出されたる指紋を發見したるに付、最初より疑ありたる檢車手山中忠夫外五名を同行し、其指紋を採取して該金庫に印象されたる指紋と對照したるに、山中の指紋に一致せるを發見したるに付、嚴重取調べたる結果、自ら包むに由なく、前記犯罪事實を自供するに至りたるものである。

指紋發見者と利用者。猿橋警察署司法刑事係巡查、金丸亮策。

十三、斜光線で指紋を發見（山梨縣）

罪名。窃盜。

被疑者。山梨縣北巨摩郡日野春村字富岡實父清方、北山志雄（一九）山梨縣北巨摩郡日野春村

字富岡、萩野吾市（二七）

被害者。山梨縣北巨摩郡日野春村字富岡、北山清。

犯罪事實。被疑者北山志雄は大正十四年十二月中實父清と共に現住所に移轉し來り、父が中央電力株式會社の工事の一部を請負ひたるより工事の監督をなし居りたるものなるが、繼母と兎角圓滑を缺き、且つ同村に在る情婦製絲工女壺屋八千代（二一）が實父に強られ他縣の製絲工場へ出稼すべき日切迫し、同女より事情を訴へられたるより、共に逃走せんことを約し、其旅費並

に爾後の生活費に充てん爲め、實父の金銭を窃取せんと決意し機を窺ひ居たるに、偶々大正十五年五月十九日午後九時頃自己の衣類其他を窃に持出し、情婦を誘ひ女に隠匿せしめ、家人の熟睡するを待ち、翌二十日午前一時頃裏手より侵入し、父母の寢室十疊間に在りたる現金一千九百圓及勸業債券貴金屬等總額九百七十五圓在中の手提金庫を窃取したものである。被疑者萩野吾市は被害者北山清の配下として土工に従事なるも、北山事務所内の一部に居住し、被疑者志雄とは平素親密なる交際を爲し居り、同人の情婦關係並に逃走問題等に對し同情し、他面に於て窃盜を補助し報酬を得んが爲め、逃走後就職の世話をしてやると告げ、且つ犯行前日即ち五月十九日志雄が同人方に到り同夜父の金を盗んで逃走する旨を告ぐると同時に、繼母が金庫の鍵を常に携帯し居り如何ともする能はずと物語りし際、逃走するには可成多額の金銭を携帯するが可い。鍵を手に入れる事が出来ねば金庫の儘持ち出し破壊せよと犯行の方法を教示し、犯行直前志雄が二階より自己の衣類を投げ出せし際屋外にて聯絡を取り、且つ同夜深更翌二十日午前一時頃志雄が金庫を窃取に着手せんとせし際屋外中途迄隨行し、大丈夫持出せるかと暗に氣勢を加へ、志雄が窃取せる金庫を中途より受取り、數町南方なる松林中に到り之が破壊に助力し、逃走の順路を示し、且翌日初鹿野驛に於て共に待合せを約す等終始補助行爲をなし、報酬として脏金百二十圓を收受したるものである。

指紋の状況。 発見されたる金庫を斜光線を以て檢したるに、蓋部の外面に指紋の印象されあるを認め得たるを以て、之に白色粉末を撒布して現出に努めたる結果、附價し得る程度の完全なるものにはあらざるも、右手拇指と推考さるゝ渦狀指紋が現はれたるに付、更らに之をゼラチンペーパーに轉寫して保存したるものである。

指紋利用の經過。 盜難被害届出に依り即時現場に臨檢したる處、被害は事實なりしを以て、被害者に就き被害前後の状況調査に着手すると共に、一面現場を中心として犯人の往復足取捜査を兼ね被害品中の金庫の發見に努め、且つ附近散在の各土工飯場等隈なく搜索を繼續中、前記各犯人が前夜家出の儘歸來せざりしより同人等の所爲と思路し、鐵道沿線各停車場及其他乗物發着地に非常手配をなしたる結果、其の翌日隣村穴山村に潜伏中の志雄及情婦を發見したるを以て、直に志雄の押捺指紋を採取して曩に金庫より採取し置きたる現場指紋と對照したる處、相一致し之に依て追究の結果、終に犯罪事實を自供するに至りたるものである。

指紋發見者と利用者。 日野春警察署刑事巡查、帶金勝正。

十四、湯呑の指紋から足が付く(栃木) 十五番團

罪名。 強盜。

被疑者。 本籍東京市芝區白金三光町七一番地、前科五犯 立川廣次(四四)

東京府下高田町水久保二九三番地、洋服裁縫職前科九犯、小林豊吉(四一)

被害者。 長野縣長野市大字南長野縣町一、一三五番地縣町三等郵便局長、藤原 豊(三三)

犯罪事實。 大正十四年五月十七日午前二時頃、前記被害者藤原豊方居宅裏勝手障子の一枚を鋭利なる刃物を以て切り抜き、輪錠を外して忍入り、事務室に侵入抽斗中より現金三十六圓二十錢(公金)を窃取したる後、居室に入り箆筒を開く物音に被害者が目を醒したるに、覆面せる二人の賊は俄に居直り、携へ來りたる銅線針金にて被害者の兩手を縛したる後、白鞘の短刀並に拳銃を擬して金を出せと脅迫し、切手賣上代金百四十一圓五十錢を強取し、表三疊間に入り煙草を喫し湯を呑み「拳銃の弾丸は未だ充分ある」の語を残して立ち去りたるものである。

指紋の状況。 詳細は不明なるも、長野縣警察部に於て犯人の一人が湯を呑みたる茶碗の外方に於て發見せりと、之を寫真に撮影して照會越したるものにして、乙種蹄狀紋。

指紋利用の經過。 大正十四年六月二日午前二時五十分頃、管内下都賀郡栃木町入船町十八番地酒小賣業大川隆次方へ覆面せる二人組の強盜押入り、白鞘の短刀を擬し、有合せの樽紐にて被害者家族三名を縛し、騒ぐと命がないと脅迫して、座敷佛壇の抽斗にありたる現金六十圓を強奪逃走したる事件あり。直に所轄署に於て非常警戒中、同日午前五時隣村富田村地内に於て逮捕し、取調中、犯人の一人たる小林豊吉の右手示指の指紋と長野縣より照會に係る指紋と恰當するを

以て嚴重取調の結果、前記の犯罪發覺し檢舉するを得たるものである。

指紋發見者と利用者。 發見者、長野警察部。利用者、栃木縣巡查、富島音之助。

十五、湯呑の指紋から足が付く(長野) 十四番

罪名。 強 盜。

被疑者。 東京府北豊島郡王子町下十條一、二〇八番地窃盜前科九犯 立川廣次(四四)

東京府北豊島郡高田町字雜司ヶ谷水久保二二三番地薪炭商中島宗五郎方、小林豊吉(四一)

被害者。 長野縣長野市縣町郵便局長、藤原 豊。

犯罪事實。 大正十四年五月十七日午前三時頃、被疑者兩名は被害者方西裏勝手口の戸締を外し、屋内に忍入り、事務室南側に至り事務室机の小抽斗より公金三十六圓二十錢を窃取し、實母スイ外家族の寢室たる十疊の間に至り、南側にありたる箆筒を引出し財物を探したる物音に母スイが目を醒し「アッ」と呼びたるに賊は其の聲を聞き付け直に枕元に至り、「静にしる主人は何處に居る」と問ひ、「南側の六疊の間に居る」と答ふるや主人夫婦の寢室に至り之を起し、其の場に於て主人豊を二十番線の針金を以て縛し、「金のある所へ案内しろ騒ぐと打つた切るぞ」と小林豊吉は片手に長さ九寸位の短刀を、他方にはピストル様のものを把持し、立川廣次も亦短刀を

獲し双方より突付け豊を脅迫したるを以て、恐怖して事務室に置きたる三十六圓二十錢の金を差出すべく該場所に至るも、侵入直後既に窃取したるものなるを以て、「更に金を出せ」と迫りたるも「切手等を仕入れの爲め出金して無い」と答ふるや「圓太い野郎だ」と後頭部を五六回毆打し、其の場に倒るゝや布團を被せ「静にしろ」と制し更に母スイの許に至り、前同様の方法を以て脅迫し金を出せと迫りたるを以て恐怖の餘り豊の寢室に至り、西側なる箆筒小抽斗より百四十一圓五十錢を取出し「之だけしかないから勘辨をして呉れ」と云ふや、「心配せず元の所へ行つて寝て居れ」と云ひ乍ら強奪したるを以て、スイは自分の寢室に至り布團の中にもぐり込み犯人の行動を凝視し、燈を消して休憩し、小林は其の場の湯呑茶碗を持って火鉢に掛けありたる鐵瓶の湯を呑み、午前四時五分頃最初の侵入口より逃走したるものである。

指紋の状況。湯呑茶碗の周圍に被疑者小林豊吉右手指示指紋附着し居り、稍不鮮明にして辛うじて價を附することを得、特徴と認むるものなし。

指紋利用の經過。被疑者逃走後現場指紋を司法省に照會し、一面各府縣に手配し専ら捜査中の處、翌月三日頃栃木縣栃木町に二人組強盗事件あり被疑者檢舉せられたりとの新聞記事あり、其犯行手口管下長野警察署所轄内に發生したる事件に酷似せるを以て、長野警察署二木刑事を栃木警察署に出張被疑者の指紋を採取研究せしめたる所、現場指紋とは採取口反對指紋なる

も、被疑者小林豊吉の右手指示指紋に似寄の點ありしより、直に現場指紋を栃木署に送附し、更に長野署勤務の高木警部を出張せしめ指紋對照の結果、兩者符合する點あるを以て、即時警視廳刑事部鑑識課に兩指紋を送附したるに、鑑定の結果小林豊吉の右手指示指紋と現場指紋と符合する旨回答あり、茲に於て被疑者等も包むに由なく、遂に犯行一切自供したるものにして、現場指紋により頑強なる被疑者も容易に檢舉せらるゝに至りたるものである。

指紋發見者と利用者。發見者、巡查部長 百瀬 茂。巡查、二木美喜治。同、北村郷一。利用者、警部、高木 恩。

十六、手提金庫に「アルミニウム」粉撒布（青森）

罪名。窃盜。

被疑者。青森縣上北郡町村、岡本 廣（一八）

被害者。栃木縣宇都宮市塙田町所在私立下野中學校長、中根 明。

犯罪事實。大正十四年十一月五日午後六時より午後九時迄の間に、宿直教員杉山千富が外出不在なるを奇貨とし、舎監室東窓より忍入り、同室に在りたる黒サージ洋服外二點を窃取し、猶手提金庫を破壊したるも目的とする金品なき爲め其儘逃走したるものである。指紋の状況。大正十四年十一月六日午前八時、前記犯罪現場に在りたる手提金庫の側面に指紋

ある模様なるを以て「アルミニウム」粉末を用ひ顕出方法を講じたるに、右手、拇指、示指、並に中指（中指は鮮明ならず）の指紋を得た。何れも満状紋なるも追跡線明瞭ならず、價值不明なるも黒色ゼラチン紙に轉寫して置いた。

指紋利用の経過。 大正十四年十一月六日午後二時頃、宇都宮警察署巡查白井廣吉が市内に於て最も雑沓する馬場町を警戒中、舉動不審者として前記の者を取調べたるに、東京市より只今來りたるのみと稱して犯罪關係を一切否認したるも、警察署に同行指紋を押捺せしめたるに、偶々前夜下野中學校に於ける盜難事件に遺留されたる現場指紋と全く恰當し居るを以て、進んで取調べたるに遂に前記の犯行を自白し、贓品を二荒山神社裏山に藏匿し居る旨自供、犯人を檢舉することが出来た。

指紋発見者と利用者。 発見者、栃木縣巡查、石田三郎。利用者、同、白井廣吉。

十七、障子の棧に三個の指紋（石川）

罪名。 窃盜。

被疑者。 石川縣江沼郡大聖寺町字開町黒田四郎内縁の妻、向 あき（一一一）

被害者。 同縣同郡同町、材木商、黒田四郎。

犯罪事實。 大正十四年十二月二十七日午前〇時頃から同日午前五時頃迄の間に於て、黒田四郎

方奥座敷へ何者かが忍入り、洋服、衣類等八點時價百三十圓ばかりの品を窃取されたものである。

指紋の状況。 此の届出を受けた大聖寺警察署からは、司法主任、刑事巡查等が出張して現場を見分したるに、同家奥座敷障子の棧から、相當鮮明な三個の指紋を発見することが出来た。之を検するに孰れも乙種蹄状紋にして價を附することは出来なかつたが、右手の示指、中指、環指の三指であると推定された。

指紋利用の経過。 現場の模様から判断して、犯人は家内に在ると認められた。而して被害者の内縁の妻向あきを取調べて見たるに、同人の右手指紋と一致した。依つて之を追究した結果同人の所爲であることが判明した。此の指紋は午前四時頃に印せられ、同日午前十時頃に採取したものであつた。

あきの申立に依ると、主人は近來放蕩を續けるので、自己の將來も心細くなり、窃かに取り出して他家へ隠匿して置いたものであつた。あきは機を見て之を賣却して貯金にして置く考だつたと申し立てた。

指紋発見者と利用者。 大聖寺警察署司法主任警部補、藤峯豊次。同署刑事巡查、押田捨次郎。

十八、二ヶ所に残した乙種蹄状紋（石川）

罪名。窃盗。

被疑者。金澤市平折町十五番地豆腐商三太郎長男、正札佐久自(二八)

被害者。金澤市里見町、小杉兼吉、外一名

犯罪事實。大正十四年四月頃から同年十一月中旬迄の間に、金澤市内の各所數十戸に空巢狙の盗難被害事件が頻發した。同年五月十三日午後一時頃の事、金澤市里見町小杉兼吉方表戸の錠前を捻じ切り、奥座敷に忍入り、箆筒中に始末してあつた手提金庫中より現金十二圓餘を窃取逃走した事件が発生した。

又同年十一月十一日午前九時半頃、金澤市小將町中町、片本常太郎方の全家不在中に、表戸の錠前を外して何者か忍入り、奥の間用箆筒等を探ね、三十圓ばかり預け入れてある郵便貯金通帳と印章を窃取逃走した。

指紋の状況。小杉方の被害事件に於て、所轄廣坂警察署から司法主任以下が現場に出張し調査して見ると、手提金庫に指紋が散在するのを發見したと云ふ報告が警察部に達した。縣保安課刑事係永山巡查部長が直に出張して之を採取して見ると、其指紋は左手拇指乙種蹄狀紋で、陸線十七價六のものが一個と、左手示指乙種蹄狀紋價不詳のもの一個、及左手環指乙種蹄狀紋價不詳のもの一個合計三個を發見し、寫真に撮つて保存して置いた。

片本常太郎方の盗難事件に當つては所轄廣坂警察署から司法主任以下が、又縣警察部保安課からは永木巡查部長が出張して現場見分をして見ると、小箆筒抽斗の外部に二個の指紋を發見した。内一個の指紋は家族のもので、他の一個は犯人のもの認められるが、それは右手小指乙種蹄狀紋と推定されるのみで、價を附することは出来なかつた。

指紋利用の經過。以上二件は同一犯人の所爲と認め、犯人は乙種蹄狀紋の多い者だとの見當で鋭意捜査に従事中、片本方被害の翌日計らずも容疑者として正札佐久自を引致し、其指紋を採取して被害現場の遺留指紋と對照するに全く一致し、之に依つて追究の結果遂に自白し、此の外空巢狙六十餘件を自供するに至つた。正札は同年十二月二十一日懲役三年に處せられた。

指紋發見者と利用者。發見者、廣坂警察署司法主任警部補、橘次郎。刑事巡查、豊原駒吉。同上田源次。巡查、中道善松。利用者、石川縣保安課刑事係巡查部長、永山長三郎。

十九、箆筒抽斗の前板に兩手拇指紋(島根)

罪名。窃盗。

被疑者。島根縣八束郡法吉村大字奥谷三一〇番地弓絃製造業窃盗前科二犯、見崎千一(二七)

被害者。島根縣松江市外中原町、那須野武彦

犯罪事實。大正十四年三月十四日午前十一時頃、被害者方不在に乗じ、其の居宅四疊半の間箆

筒内及衣類掛けにありし、黒羅紗トンビ一枚外四點價格三十三圓に相當するものを物取したるものである。

指紋の状況。大正十四年三月十四日被害の届出と同時に現場に臨検し、調査すると、同家四疊半の間に在つた黒塗箆筒抽斗の前板、引手の附近に指紋の印象されて居るのを發見した。此の箆筒には錠前を施してあつたので、犯人は箆筒抽斗の中央、錠前の部分を足で踏ん張り、両手で抽斗の引手を強く引き、(其の際両手の拇指を内方に伸して居つたもの)其の施錠破壊の目的を達し、箆筒内に在りし衣類數點を物取したるものにして、此の施錠破壊の際箆筒抽斗前板に犯人の両手拇指の指紋を稍明瞭に印したるものと推定された。而して指紋の價値を附することは出来なかつたが、其の種類及隆線の特徴を發見することが出来た。

利用の經過。本件被害發生當時松江市内には同一人の所爲と認めらるゝ空巢租類々としてありしも、現場には何等捜査の端緒となるべきものなかりしを以て檢舉困難なりし處、右の指紋を發見したるを以て、之を端緒に松江刑務所及本縣警察部保存の指紋と對照すると共に、一面犯罪嫌疑者又は舉動不審者として引致したる者の指紋全部を採取して對照したる結果、舉動不審者として引致したる前記の者が被疑者なることを發見、檢舉する事が出来たものである。(犯人は窃盜前科二犯を有する者なるも、幼少の時家出して大阪地方に居住、二回共大阪刑務所に入り

し者なりし爲、松江刑務所及縣警察部には其指紋なく、未だ大阪府に指紋對照方照會せざる間に、犯罪を檢舉したるものである。)。

右犯人を松江警察署に引致したる際、先づ其の指紋を採取したる所、彼は未だ何等取調を爲さざるに、今迄の悪事を全部自供すと申立て、前記犯罪の外窃盜七件を自供檢舉したるものなるが、同人が斯く取調開始前犯行全部の自供を爲したる事情に關し調査したる所、同人は自分の勞働其他にて得る収入を以て一家を扶養しつゝあるものなるが、近時不景氣の爲一家を扶養する丈の収入を得られざるに付悪事を爲したるものにて、若し自分が今刑務所に入るに於ては一家は餓死するの外なきを以て、如何なる事情の許にも犯行を自供せざる考なりしも、警察署に引致せらるゝや、直に指紋を採取せられしを以て、豫て犯行の際充分の注意を爲し居たるも或は何所かにて指紋を残したものであらう。然らば自分が如何に自白を爲さざるも、犯罪の證據明かにして、却て嚴罰に處せらるゝ虞あり。深く自供して速に刑に就く方得策なりと思料したるに依ると申立て、居た。

發見者と利用者。發見者、當時松江警察署在勤警部補、山藤福一。調査部長、岩田篤美。利用者、同署詰警部補、山藤福一、調査部長、岩田篤美。調査、安達重太。

二十、燃残の蠟燭に二個の指紋（岡山）

罪名。 窃 盜。

被疑者。 岡山縣淺口郡富田村大字道口、窃盜前科三犯、赤澤 保（二六）

被害者。 岡山縣淺口郡玉島町大字乙島、物品販賣業、内藤親三郎

犯罪事實。 大正十四年七月八日午後十時頃より翌九日午前三時迄の間に於て、賊は家人の熟睡中を窺ひ施錠なき表雨戸を開き、宅内に侵入して表店の間を探索し、該場所にありたる萬年ペン外雜品數點を窃取逃走したるものである。

指紋の狀況。 盜難發生直後七月九日午前六時頃、犯罪現場に警察官吏を臨檢せしめ調査したるに、犯人が宅内捜査の爲使用したりと認め得べき、燃へ残りの蠟燭一本の遺留品を犯罪現場たる表店の間に於て發見し、之を詳細點檢したる處、蠟燭に二個の指紋印象あるを認め、該指紋には特徴なきも、其の隆線稍鮮明、且つ價値明かなりしを以て、之を採取したるものである。

利用の經過。 前記採取したる指紋を更に寫眞に撮影して點檢するに、其の價値一指は4、他は5、に相當し、之を本縣警察部に於て、縣下の刑務所釋放者及各警察官署にて取扱ひたる被疑者、勾留囚等より採取したる押捺指紋を蒐集整理保存中の、被疑者赤澤保の指紋原紙 45745
55838
の番號と對照を試みたる處、蠟燭より採取したる指紋は同人の左手示指、中指に相當せること

を發見し、進で足取捜査に努めしめたる結果、被害發生の前日同人が其の附近を徘徊し居りたる等の事實を綜合し、赤澤保を指名窃盜犯人として繼續所在捜査中の處、同年十一月十日縣下岡山東警察署に於て之を逮捕し、更に本人の左手、示指、中指の指紋を押捺せしめ、對照したるに、果して現場指紋と符合し、全く該犯罪は同人の所爲なることを明確ならしめ、事件を檢舉するに至つたものである。

發見者と利用者。 發見者、玉島警察署（犯罪發生所轄署）刑事巡查、入江金滿。利用者、岡山縣警察部刑事課鑑識係刑事巡查、安延壽雄。

二十一、筆筒抽斗の内側に指紋（高知）

罪名。 窃 盜。

被疑者。 高知市杵田、森澤虎太郎

被害者。 高知市杵田二、三二四、森下丑

犯罪事實。 大正十四年一月三十日午前一時頃、自宅四疊半の間に就寢中の被害者の頭部を天秤棒を以て亂打し、人事不省に陥らしめ、筆筒の抽斗其の他を探し有金若干を窃取す。

指紋の狀況。 一月三十一日現場臨檢により、被害者方奥座敷筆筒の抽斗内部に於て指紋を發見

す。指紋は鮮明にして價值明瞭であつた。

利用の経過。現場臨検により高知警察署司法主任警部補山本道之助、刑事巡査部長高橋龜吉外各刑事に於て前記指紋を採取し、其の他兇器たる棍棒に附着せる指紋を發見したるも、犯罪發見者に於て之を破壊し、利用價值を認めず。而して被害者は獨身者にして、其の親族關係、出入關係等あらゆる方面に涉り捜査の結果、本件犯人が常に仲持の爲め出入し、其の他容疑濃厚なるものありたるを以て、本人を同行前記關係警察官に於て取調を爲すも容易に犯行を自白せざりしも、指紋對照の結果、終に犯行事實を自供し、二月十日之が檢舉を見たるものである。

發見者と利用者。司法主任警部補、山本道之助。刑事巡査部長、高橋龜吉。

二十二、書籍箱抽斗内部に指紋（高知）

罪名。窃盜。

被疑者。高知縣長岡縣郡久禮田村植野、前田 登

被害者。一 高知縣土佐郡下知町埋立新地七二六、熊澤 鹿

犯罪事實。大正十四年十一月九日午前三時頃より同六時頃に至る間に於て、被害者方裏口より侵入、店の間書籍箱の抽斗内に藏置しありたる現金五百五十圓、時計其の他四十圓餘、計五百九十圓餘の金品を窃取した。

指紋の狀況。大正十四年十一月九日午前九時三十分、現場臨検により、被害金を藏置しありたる書籍箱抽斗内に於て指紋を發見したるも、不鮮明にして價值不明であつた。

利用の経過。現場に臨検したる高知警察署司法主任警部補小松勢太郎及刑事巡査部長高橋龜吉は、採取したる指紋が隆線不鮮明なりしも、其の關節の形狀より普通人より小なることを認め、犯人は小男なるべしとの推定を得。翌十日午後四時頃、玉水新地貸座敷に遊興中の犯人を發見し、取調の結果犯行を自白したるものなるが、推定せし如く犯人身長約五尺の小男にして、檢舉上極めて有利なる資料であつた。

發見者と利用者。司法主任警部補、小松勢太郎。刑事巡査部長、高橋龜吉。

二十三、黒塗筆筒に指紋（福岡）

罪名。窃盜。

被疑者。原籍、大阪府西成郡粉濱村一二九番地、當時住所不定、小倉金次郎（二八）

被害者。福岡縣福岡市竹若町三四番地、石村修輔

犯罪事實。大正十四年一月二日午後八時三十分頃、被害者方全家外出不在中賊忍入り、座敷筆筒小抽斗の現金八十八圓六十八錢を窃盜逃走す。

指紋の狀況。大正十四年一月三日午前九時發見、黒塗の筆筒表面に指紋印象せるを斜光線によ

り認めたるを以て粉末により現出す。印象指紋は左手中指環指たることを判明し、價を付することを得ざるも特徴點あり。隆線は最も明瞭であつた。

利用の経過。本件現場指紋は最も明瞭にして左手環指中指たることを判明せるを以て、縣刑事課配列中の指紋原紙六萬二千八百九十七枚と對照したるも該當のもの發見せざるを以て、前科照會原紙と對照中、大正十四年一月二十六日福岡警察署より照會に接したる前記被疑者の指紋に該當することを發見す。

發見者と利用者。發見者、鑑識係巡查、橋本辰次郎。利用者、鑑識係警部補、宗田萬三。

二十四、手提金庫に三個の連續指紋(福岡)

罪名。窃盜。

被疑者。原籍、熊本縣熊本市花園町字牧崎七四一番地、當時、住所不定、田中義雄(一六)

被害者。福岡縣大牟田市榮町二丁目八番地、米穀商、木野徳次郎

犯罪事實。大正十四年三月九日午後二時頃、被害者家族全部不在中、賊は表戸口の開放しありたる所より店の間に忍び入り、帳場机の上に置きありたる手提金庫を取出し、附近人家裏に於て蓋を開き、在中金六百六圓を窃取し、金庫は人家床下に遺棄して逃走した。

指紋の状況。大正十四年三月九日午後五時頃、手提金庫を現場に於て發見し、大牟田警察署に

於て粉末により指紋を現出したるに、手提金庫の側面に右手、示指、中指、環指の連續せる三個の鮮明なる指紋を現出す。價を附することを得ざるも、乙種縞狀紋たることを明瞭にして特徴あり。而して之を家族の指紋と對照したるに符合せず。犯人のものと推定せられた。

利用の経過。本件の犯罪手段方法たるや、店頭のかつばらいなりしを以て、大牟田警察署管内を中心として該手口を有する者を鑑識係に配列中の指紋と對照中、前記の者の指紋と符合することを發見し、同人の所在捜査の結果、三月十一日午後九時四十分頃同署管内三川町料理屋小柳タカ方に登樓し、遊興し居りたる處を發見し、取調べの結果犯行全部を自白した。

發見者と利用者。發見者、刑事巡查部長、加藤留四郎。刑事巡查、水城次八。利用者、鑑識係巡查部長、三原 潔。

二十五、手提金庫に中環指指紋(福岡)

罪名。窃盜。

被疑者。原籍、高知縣長岡郡長岡村一九八番地、當時、住所不定、上村佐一(三五)

被害者。福岡縣若松市外町一丁目醫師、津田秀雄

犯罪事實。大正十四年三月十五日午後十二時頃、被害者方裏塀を隠越し、屋内に忍入り、座敷に置きありし手提金庫在中の現金四百圓を窃取す。

指紋の状況。大正十四年三月十六日午前八時頃、被害者宅に於て手提金庫に印象せる指紋を

発見す。印象指紋は、稍々明瞭にして、特徴點判明せるも、價を附することを得ず。

利用の経過。大正十四年三月二十二日午後三時、前記被疑者を引致し、其指紋と現場指紋とを

對照せし結果、同人の右手中指環指の指紋たることを判明し、遂に犯罪事實を自認した。

発見者と利用者。発見者、巡查 藤井愛三。同 中山甚吾。利用者、巡查 山田 實。

二十六、小竈筒抽斗に指紋あり(福岡)

罪名。強盜及窃盜。

被疑者。原籍、福岡縣宗像郡津屋崎町大字津屋崎番地不詳、當時、住所不定、早川虎雄

被害者。福岡縣宗像郡津屋崎町大字津屋崎一、四一三質屋業、佐治馬太郎。福岡縣宗像郡津屋崎

町大字津屋崎米穀商、垣内源祐

犯罪事實。大正十四年四月三日午前三時頃、被害者佐治馬太郎方裏側に隣家の梯子を運び來り

て之を架し侵入し、匕首を示して金銭の提供を迫りしも之に應ぜざりしを以て、未遂の儘同家を逃走した。

同日午前四時頃、被害者垣内源祐方に隣家の梯子を運び來りて之を架し侵入し、竈筒在中の衣類十點腕時計及現金二十五圓五十錢、合計被害額百五十圓相當を窃取逃走す。

指紋の状況。

大正十四年四月三日午前十時頃、被害者垣内源祐方竈筒小抽斗側面に指紋印象し居りたるを、硝酸銀溶液にて現出す。該指紋は稍々鮮明なりしも、價を附することは出来なかつた。特徴點判明す。

利用の経過。

犯罪當時、福岡縣下各所に強盜事件頻々として發生、極力捜査中未だ逮捕せざるも、前記早川は最も有力なる容疑者だと認められたるを以て、曩に採取しありし同人の指紋原紙と對照して、右手拇指と符合せることを判明した。

発見者と利用者。

発見者、鑑識係巡查部長、三原 潔。利用者、鑑識係警部補、宗田萬三。

二十七、竈筒子に右の掌紋(福岡)

罪名。窃 盜。

被疑者。

原籍、福岡縣鞍手郡新入村三菱新入炭坑、住所、福岡縣鞍手郡新入村三菱新入炭坑 電工、松尾法市(一七)

被害者。

福岡縣鞍手郡新入村三菱坑工作係主任、栗原新吾

犯罪事實。

大正十四年七月十六日より十月十四日まで、十一回に亘り前記新入本坑電工場倉庫内に忍入り、銅線電球コード等百二十圓四十八錢に相當するものを窃取したるものである。

指紋の状況。大正十四年九月五日、臨検するに、賊は窓硝子を開きて侵入したる形跡あるを以て、同硝子に對し指紋の現出方法を講じたるに、右手掌の紋様のみ鮮明に現はれ、指紋は好結果を得なかつた。(窓硝子を外す爲め押上げたる際附着せるもの)。

利用の経過。現場に臨検、前記紋様を、ゼラチンペーパーに轉寫し、被疑者對照用として保存中、十月十九日古物商より端緒を得て前記被疑者を逮捕し、取調中對照したるものである。

發見者と利用者。刑事巡查、草垣莊吾

二十八、指紋をゼラチン紙に取り保存(福岡)

罪名。窃盜。

被疑者。原籍、福岡縣京都郡白川村大字稻光四九三番地、當時住所不定、宮崎證充(二五)

被害者。福岡縣鞍手郡直方町大字殿町、十七銀行支店代表者、楠本實太郎

犯罪事實。大正十四年十二月十三日午前四時頃、右十七銀行裏煉瓦塀を電柱傳ひに乗越えて、

施錠なき裏ドアを開きて侵入し、携帯せる「ペンチ」「モクネジ廻」等を使用して大金庫を破壊せんとしたるも、堅固なりし爲め目的を達せず。同室東北隅に置きありたる切手印紙入箱内より、現金二圓五十錢位及施錠用鍵其他を窃取。裏門より逃走したるものである。

指紋の状況。届出に接し同日午前七時頃臨検、先づ指紋存在の望ある金庫に就き、指紋の現出

に努めた。金庫は高さ六尺位巾四尺位のものにして、中央に取付けある引手の左側に左手、環指、小指の指紋を發見した。(左手にて金庫を押へ、右手にて引手を引き開扉せんとしたるものであつた。)

指紋は確實に價を附し得ざりしも、内端附近は特徴明瞭にして、現場指紋としては鮮明なる方であつた。

利用の経過。指紋は粉末を使用して現出、ゼラチンペーパーに轉寫し、即時鑑識係に照會したるも該當者不發見に付、被疑者對照用として保存中、同月十七日強窃盜放火事件の被疑者として逮捕せし前記宮崎證充を取調中、該指紋を對照したるに一致し、檢舉するに至つた。發見者と利用者。刑事巡查、水谷博行。同 野々下 茂。

大正十五年

一、櫻の「仕込杖」の鞘に血痕指紋(北海道)

罪名。殺人。

被疑者。旭川市五條通十四丁目右十號疊職、高橋健助(三六)

被害者。旭川市二條通十四丁目右十號金貸業、高橋千代松(八四)

犯罪事實。大正十五年二月十七日午後七時頃、無盡の拂辰金二圓七十錢を祖父に當る被害者千

代松に交付する爲と、又豫て同年一月十五日に約束して置いた壘表買入資金五百圓を借入れる目的で、健助は千代松方へ行つたところが、已に表口の戸締をして居た故戸を叩いた。其時に戸締に使つて居た肘金が抜けたから戸を開けて屋内土間に這入つた時、千代松は土間と茶の間との境の障子を開き、護身用仕込杖の鞘を拂つて斬り掛つて來たから、健助は側に在つた長さ四尺六寸餘の心張棒を以て千代松の頭部を毆打し、其倒るゝのを見て被害者所持の仕込刀で咽喉部を刺し、終に之を殺害したものである。

指紋の状況。 現狀臨檢の際、被害者の咽喉部を刺した仕込刀の櫻卷鞘に血液指紋があつた。之を鑑識して見ると右拇指の渦狀紋であると認められた。

指紋利用の経過。 事件發覺と同時に現場臨檢をして見ると、届出者である被害者の孫健助の舉動に不審の點があつた。依つて同人を旭川警察署に同行し前後の状況を取調べたが、物的證據がなく犯罪を證明する事が出来なかつた。然るに犯罪後六日を経過した二月二十二日に至り、北海道廳刑事係員が現場に出張して各種物件に就き搜索中、被害者千代松所有の櫻卷仕込杖の鞘に血液指紋が附着して居る事を發見し、健助の指紋と對照して見ると其右手拇指の指紋と特徴等が符合する事が明かとなつた。故に之に依つて追究したる結果、終に前記の犯罪を自供するに至つたものである。

指紋發見者と利用者。 發見者、北海道廳警察部勤務指紋係警察書記、半田雄記。利用者、警察

部保安課警部、三橋寛五郎。刑事巡查部長、三浦龍一郎。

二、戸の縁に残されたる指紋（北海道）

罪名。 窃 盜。

被疑者。 北見國紋別郡紋別町中通、寺田巳之類。

被害者。 紋別郡紋別町大字紋別村中通四丁目、黒澤チエ。

犯罪事實。 被疑者は大正十四年八月下旬より大正十五年四月八日に至る間に於て、被害者經營の紋別驛前菓子出張販賣所の床板及び窓を破り侵入し、菓子類を窃取すること數回なりしが、其内一回は未遂にして家人に發見せられ逃走したることがある。

指紋の状況。 侵入の際接觸したる戸の縁に、左拇指の指紋と認めらる、七分位の隆線を發見す。

指紋利用の経過。 犯行の状況竝に未遂の時に家人に發見せられたる人相等に照し、不良少年等の所爲と認められ捜査中、被疑者を同行し來たり指紋と對照するに同一指紋と認められ、追究するに同人の所爲なることを自白した。

指紋發見者と利用者。 紋別警察署指紋係巡查 根本武夫。同巡查部長 三浦吉男。

三、陳列櫥の縁に明瞭なる指紋（北海道）

罪名。 窃盗。

被疑者。 石狩國空知郡岩見澤町四條東一丁目、大友力男。

被害者。 石狩國空知郡岩見澤町二條五丁目、田崎イマ。

犯罪事實。 大正十五年六月三日午後十二時被害者方表入口の戸締を外して侵入し、現金四圓餘
在中手提金庫を窃取逃走したるものである。

指紋の状況。 届出により現場を臨検するに、店舗物品陳列棚の縁に、明瞭なる指紋の現存せる
を發見した。

指紋利用の經過。 犯罪現場其他の情况より推察するに、不良少年輩の行爲と認めらるゝを以
て、調査中、被疑者の行動に不審の點あり、同行指紋對照の結果上述犯行を自白した。

指紋發見者と利用者。 岩見澤警察署巡查 元吉壯男。同巡查部長 寺島正平。同巡查 竹内伊
右衛門

四、金庫の扉に指紋と掌紋（北海道）

罪名。 窃盗。

被疑者。 石狩國兩龍郡深川町九丁目町役場小使、川本牛太郎（四六）

被害者。 同上町役場

欠

MISSING

宿泊人の金品価格二百三十六圓餘相當のものを窃取逃走す。

指紋の状況。被害届出により現場を臨検するに、投宿客室用の塗物硯箱を犯人が移動せしめたる形跡あり。之に「アルミニウム」粉を撒布したるに、右手拇指其他三個の鮮明なる指紋を得た。

指紋利用の経過。犯罪當日被害品と認めらるゝ物件を所持せる被疑者を同行し來り、指紋を對照するに全く同人の指紋と符合し、之により追究の結果上記犯罪を自供した。

指紋発見者と利用者。函館警察署警部 涌澤三治、同巡查 吉田清水賀。

七、金庫から「アルミニウム粉」で指紋現出（北海道）

罪名。強盜傷害及窃盜。

被疑者。群馬縣前橋市田中町六三、トヨ四男、戸澤 憲(三二)

被害者。函館市春日町三三、堀澤藤七。

犯罪事實。大正十五年十一月三十日午前一時頃、被疑者は元主人なる上記堀澤藤七方に侵入し、家人に発見せられたるときは強盜となる目的にて、覆面の上、被害者方流下より出刃庖丁を窃取し之を携帯し、茶の間机上にありたる金縁眼鏡を窃取し、更に主人の寢室に忍び入りたる上金庫を窃取せんとして発見せらるゝや、携帯せる出刃庖丁にて藤七及次男亥三の兩名に傷

害を加へ逃走す。

指紋の状況。 犯罪當日届出に接し臨検するに、被害者の枕下にあつたる木製の金庫を移動したる形跡あり。「アルミニウム」粉末にて検出するに、跡線の外端を失したる指頭跡線一部を發見し、寫眞に撮影し捜査資料と爲す。

指紋利用の經過。 犯罪當日届出により現場臨検するに、元雇人なる戸澤憲を容疑者と認め、非常線を張り捜査中、岩田警察署に於て逮捕したるを以て、指紋對照するに全く同一指紋なること判明す。

指紋發見者と利用者。 函館警察署警部 浦澤三治。 同巡查 吉田清水賀。

八、手提金庫に殘した左中指々紋（大阪）

罪名。 強窃盜

被疑者。 住所不定、坂根新次。

被害者。 大阪市東區中道川西町五六三番地、古田市次郎。

犯罪事實。 被疑者は大正十五年六月十八日午後三時三十分頃、前記被害者市次郎方に忍入り手提金庫を窃取し、一旦同家を立ち去り同家裏手にて該金庫を取調べたるも無一文なるより、再び同家に侵入し、箆筒内を物色中、此物音に目を覺したる家人に對し用意の刺身庖丁を突き付

け、金を出せと脅迫したるも一錢の貯へもなしとのことに、此の事情を聞くや其の儘立ち去りたるものである。

指紋の状況。 大正十五年六月十八日午前十一時、前記の通り裏手に放置しありたる手提金庫に遺留せしは左手中指指紋にして、稍々鮮明を缺き且つ外角不明なるも特徴ある指紋であつた。

指紋利用の經過。 急報に接したる所轄高津署は直ちに刑事課に即報、鑑識係員出張現場檢證の結果、前記手提金庫に遺留せし指紋を發見せしものにして、爾來容疑者は悉く對照せし處、被疑者新次の指紋と一致せることを發見し、追究の結果遂に犯行を自供したるものである。

指紋發見者と利用者。 大阪府警察部刑事課詰巡查 大部源三郎。 同田村軍治。

九、奥服の包紙に二個の指紋（神奈川）

罪名。 窃盜。

被疑者。 山内知吉。

被害者。 横濱市北方町字竹の花四二八、運送店員、長崎照雄。

犯罪事實。 大正十五年三月八日午後一時三十分頃學家不在中裏勝手口より忍入り、奥六疊の間の箆筒の抽斗より金品を窃取逃走す。

指紋の状況。 翌九日午前十時被害現場に散亂せる奥服の包紙より鮮明なる右手示指、中指の價

値明なるものを發見。

指紋利用の經過。 被疑者指紋と該指紋と對照の結果檢舉す。

指紋發見者と利用者。 技手 奥澤彌三郎。

十、浴場羽目板に中指々紋(神奈川)

罪名。 放火未遂。

被疑者。 内山行昌。

被害者。 横濱市外程々谷町字神戸五五六、會社員、萬城藤太郎。

犯罪事實。 大正十五年四月十五日午前一時頃、住居者放逐の目的を以て同家浴場裏羽目板に放

火す。

指紋の狀況。 其翌十六日午後三時、放火現場傍羽目板に印せる左手全指中鮮明なる中指々紋を

發見す。

指紋利用の經過。 被疑者指紋と該指紋と對照の結果檢舉す。

指紋發見者と利用者。 技手 奥澤彌三郎。

十一、硝子「コップ」に中指指紋(神奈川)

罪名。 殺人。

被疑者。 吉田良太郎。

被害者。 横濱市山吹町二ノ二四スケート場、中村晋次郎方雇人、木谷新吉。

犯罪事實。 大正十五年五月三日午前二時頃、酒樓にて飲酒中初めて面識となりたる兩人は、歸

途泥酔せる爲め喧嘩となり、被疑者は被害者の罌丸を咬み切り、其上手足及び火箸を以て強打し、遂に之を殺害して逃走す。

指紋の狀況。 右同日横濱市雲井町二ノ七飲食店太田とく方に於て、前記兩名が飲酒の際硝子製

カップに附着せる鮮明なる右手中指々紋を發見す。

指紋利用の經過。 被疑者指紋とカップの指紋とを對照の結果檢舉す。

指紋發見者と利用者。 發見者警署巡查部長 高瀬辨次郎。利用者 技手 奥澤彌三郎。

十二、洋酒空壇に示指指紋(神奈川)

罪名。 窃盜。

被疑者。 小島要藏。

被害者。 日本郵船會社熱田丸

犯罪事實。 大正十五年十一月十六日午後六時頃、横濱船渠に入渠中、船艙鐵網を破壊し、貯蔵の洋酒樽數本を窃取す。

指紋の状況。右同日其船尾に於て飲酒後遺棄せる空壇に、稍々鮮明なる右手示指の指紋を發見。

指紋利用の経過。被疑者指紋と該指紋と對照の結果檢舉す。

指紋發見者と利用者。發見者 水上警察署巡查部長 井坂春吉。利用者 技手 奥澤彌三郎。

十三、机に残した指紋から蓋惡露見(新潟)

罪名。窃盜。

被疑者。新潟縣中頸城郡菅原村大字上深澤作藏三男、山崎信藏(二二)

被害者。新潟市入舟尋常小學校教員、川崎寅吉外五名

犯罪事實。大正十五年五月二十日午後十一時頃、新潟市入舟小學校南側教室の窓硝子を開け忍

入り、教員室に到り、机及書類箱の抽斗中より現金二十五圓十七錢を窃取したるものである。

指紋の状況。大正十五年五月二十一日午前九時、机の抽斗より稍々鮮明なる指紋を附し得ざる指紋を發見す。

指紋利用の経過。大正十五年十月二十八日午後十一時、被疑者は長岡市表町小學校に忍入り、

教員室に於て机の抽斗を索し居る際、同校宿直員大平民彌の發見する所となり、届出により所轄

長岡署員出張逮捕し取調べたるに、容易に餘罪を自供せざりしが、偶々前記新潟市入舟尋常小

學校盜難事件の現場指紋と被疑者の指紋とを對照したるに符合し、右學校へ忍込みたる犯人は被疑者なること判明した。

其の後取調の結果大正十五年四月以降長野縣、石川縣下の小學校に於て各一回、縣下新潟市内、中頸城郡菅原村、南蒲原郡加茂町、中蒲原郡新津町の各小學校幼稚園に於て十二回の窃盜事件を犯して居ることを自供するに至つた。

指紋發見者と利用者。發見者 警察部刑事課鑑識係刑事事務巡查 松本福藏。巡查部長 丹羽

恭二。利用者 長岡警察署刑事事務巡查部長 高橋匡則。

十四、石油場に印したる手掌紋(新潟)

罪名。放火。

被疑者。新潟縣中蒲原郡新津町大字新津豆腐製造業 原山勝平(四六)

被害者。新潟縣中蒲原郡新津町大字新津古物商、小山久作。

犯罪事實。大正十五年六月十九日午前二時五十分頃、被疑者原山勝平は被害者の隣に二十五坪

餘の家屋一棟を所有し、豆腐製造を爲し居りしも、營業の關係上大正十二年申より實弟をして

同家屋に居住せしめ、自己は約二町を離れたる個所に借家し、弟をして毎月其の家賃を支拂はし

むる口約なりしも、二年前より支拂はざるにより、平素口論の絶間なかりしが、被疑者は同年

三月中一ヶ年契約（五百圓）の火災保険に加入したる爲め、寧ろ所有家屋を焼毀し保険料を受くるに如かずと茲に犯意を決し、自宅より石油約二合入れある四合壺を持ち行き、自己所有の住宅より約六尺を隔りたる被疑者小山久作方勝手場附近床下に、襦袢に石油を注ぎ放火したるも、家人に發見せられたるため、床下の一部を燒毀したるのみにて目的を達しなかつたものである。

指紋の状況。大正十五年六月十九日午前四時、火災現場に於て發見したる四合入石油壺より右手掌紋の一部を現出す。稍々鮮明を缺くも特徴を僅に見受くるものであつた。

指紋利用の經過。最初被疑者として被害者の情婦なる藝妓の所爲だと思ひ之が取調を爲し、現場掌紋と對照したるも符合せざりしを以て、更に第二被疑者として前記原山勝平を拉致し取調を進め、一面被疑者勝平の掌紋を採取對照せるに同一掌紋なること判明し、同月二十三日檢舉するに至る。

指紋發見者と利用者。發見者 新津警察署刑事事務巡查 岡田佐太郎。利用者 警察部刑事課 鑑識係刑事事務巡查都長 丹羽恭示。

十五、手提金庫に中指環指の指紋（香川）

罪名。 窃 盜。

被疑者。 本籍、福島縣安積郡郡山市中町十五番地、目下住所不定平民無職、梅下留五郎（五七）

被害者。 香川縣仲多度郡善通寺町大字上吉田中通荒物商、坂本半次郎。

犯罪事實。 被害者本人は大正十五年十一月十五日午後十時頃外出し、同人妻は奥の間に於て子供を寝かし居りたる間に、賊忍入り、手提金庫に在りたる現金八圓五拾五錢を窃取されたるものである。

指紋の状況。 大正十五年十一月十六日午前八時二十分頃、手提金庫の側面に犯人の中指環指の指紋鮮に附着し居り、且其指紋三角島に創があつた。

利用の經過。 犯人檢舉當時は機動演習の爲出動したる第十一師團各隊將校下士の留守宅警戒の爲偵邏中、十六日午前三時三十分頃、善通寺町大字上吉田字千葉屋（將校屋敷）に於て、舉動不善者を發見し、誰何したるに逃走を企てたるより追跡の上取押へたるも犯罪事實を語らず。故に前記被害者夫婦並に犯人の指紋を探り、金庫に残しある指紋と對照したるに、被疑者の指紋と同一にして其指紋の特徴も全然必適し居りたる爲、遂に犯罪事實を自白するに至りたるも、愛媛縣上浮穴郡柳谷村飯田敷榮と自稱するを以て、原籍照會を爲したる所、肩書地の者にして窃盜前科六犯を有し、大正十三年九月福岡縣刑務所を出たる犯人なること判明したるものである。

發見者と利用者。 發見者 警部補、前田正太郎。利用者 署長警部、山地茂直。巡查、近井喜太郎。

十六、手提金庫に多くの指紋(愛媛)

罪名。 窃盗。

被疑者。 縣下伊豫郡郡中町大字港町六二番地政吉長男 藤岡 清(一八)

被害者。 縣下松山市大字港町三丁目吳服商、丸尾健一郎。

犯罪事實。 被疑者は大正十五年九月十一日午前三時頃、被害者宅裏手に空箱を足場として電柱に攀じ屋根に這ひ上り主人健一郎の居室に侵入し、隣室に在りし手提金庫一個(時價十五圓)並在中現金二十九圓五十錢純金指輪(代二十五圓)萬年筆一本(代五圓)を窃取し、元來し途を逃走し、大字立花松山牛乳株式会社裏手に於て、該金庫を破壊し、在中金品を懐中し、金庫は其場に遺棄したものである。

指紋の状況。 大正十五年九月十一日午前十時、管下松山警察署に前記手提金庫を證據物件として押収、之を検するに、表面に多數の指紋附着し、鮮明にして價値を附し得られた。司法主任警部之を發見寫真に撮影採取す、但し特徴なし。

利用の經過。 大正十五年九月十三日午前三時頃、松山市大字立花町を徘徊せる舉動不審者を密行中の署員之を誰何するに、其言語曖昧にして、且つ贓品に疑はしき物品を携帯せるより、同行取調ぶるも言を左右に托し容易に自認せざりしも、司法主任警部安藤昭が被疑者の指頭と

前に採取せる指紋を照合するに相匹敵した。依て之を利用し、嚴重取調の結果、前掲犯行を自供するに至つた。

發見者と利用者。 司法主任警部、安藤 昭。

十七、手提金庫に二個の指紋(愛媛)

罪名。 窃盗。

被疑者。 縣下北宇和郡立間尻村大字立間尻甲三八一ノ二、清家清吉。

被害者。 縣下北宇和郡立間尻村大字立間尻吳服商、兵頭喜代治。

犯罪事實。 大正十五年十月十七日夜、被害者兵頭喜代治方裏戸を外し侵入し、店の間戸棚の中に在りし手提金庫在中現金約三十圓を窃取したる後、金庫は同家表戸外に放棄してあつた。

指紋の状況。 大正十五年十月十八日被害者宅表戸外に黒塗金庫を放棄し在り。金庫上部右側に拇指の指紋鮮明に附着し、側面中央に中指示指の指紋稍々鮮明に附着し居りしも特徴なし。

利用と經過。 被疑者清家清吉は、大正十五年九月十六日夜北宇和郡吉田町大字北小路村藤晴義方へ忍入り、手提金庫在中現金八圓を窃取したる外八件の窃盗を爲したる旨自白したるも、最終の前掲兵頭喜代治被害の窃盗事件は之を否認し居りしが、金庫附着の指紋を採取し被疑者の指紋と照合したるに符合し、否認の餘地なく終に自供するに至つた。

発見者と利用者。 警部補、窪田愛三郎。

十八、硝子戸に渦状紋(福岡)

罪名。 強盗。

被疑者。 原籍福岡縣糸島郡加布里村 當時住所不定、中原浦次(三六)

被害者。 福岡縣福岡市藥院出口三番地香正寺住職、高鍋日統方番僧、市川隆考。

犯罪事實。 大正十五年一月二十三日午前一時二十分頃、香正寺裏座敷硝子戸の硝子を外し侵入し、出刃庖丁を以て被害者を脅迫中、被害者が隙を見て戸外に飛出し、泥棒々々と連呼したるを以て遂に一物も得ずして逃走す。

指紋の状況。 大正十五年一月二十三日午前八時頃、犯罪現場に於て、犯人が最初侵入せんとし

硝子戸を外したる該硝子に、渦状紋と認めらるゝ重複せる指紋の一部分鮮明なるものが印象して居た。現場指紋は價を附することを得ざるも、特徴點は明瞭に認むることを得た。

利用の経過。 強盗事件發生と同時に、所轄福岡警察署に於て極力犯人檢舉に努めたるも、何等の物的證據なく、遂に事件は迷宮に入らんとせる際、福岡警察署より縣刑事課鑑識係に前科照會の結果、前記中原浦次に強盜傷人の前科あること判明したるを以て、或は同行の行爲にあらざるやと思料し、配列中の同人の指紋と對照せしに、現場指紋は同人の右手拇指の指紋と符合せる

こと判明したるを以て、同人の所在捜査の結果、翌二十四日午後十時檢舉し、取調べたるに、極力否認し居りたりしが、現場指紋を示して事實を摘示せしに、遂に事實を自白した。

発見者と利用者。 発見者刑事巡查、樋口清藏。利用者 鑑識係巡查、岡田八郎。

十九、抽斗の内部に三個の連續指紋(福岡)

罪名。 窃盗。

被疑者。 原籍、福岡縣糸島郡加布里村大字加布里八三八番地、當時住所不定、中原浦次(三六)

被害者。 福岡縣糸島郡加布里村大字神在字赤阪、坂卷善太。

犯罪事實。 大正十五年二月二十一日午後十二時、前記被害者方裏戸横の格子を焼き切り、同所より手を挿入し、掛金を外し侵入し、座敷箆筒の抽斗在中の衣類現金合計價格百圓相當を窃取。

指紋の状況。 大正十五年二月二十二日午前十時頃、犯罪現場に於て発見す。犯人が箆筒の抽斗を引き抜き、疊の上に下したる際、抽斗の内側に三個連續印象せる指紋ありしも、不鮮明にして、特徴點判明せず。推定により價を附し得る程度の指紋なりき。

利用の経過。 本件指紋は、特徴點不明瞭なるを以て、配列原紙と對照不能に付、専ら被疑者の指紋と對照中、大正十五年三月二十三日、福岡署管内強盗事件の現場指紋より中原浦次が犯人

なる事判明したるに、同人の原籍地は本件被害事件と同一居村なるを以て、或は同人の行爲に
あらずやと配列中の同人の原紙と對照したるに、同一人の指紋たることを判明し、翌二十四日犯
人檢舉し、取調べたるに同人の所爲なることを判明す。

發見者と利用者。 發見者 刑事巡查、久保金之進 鑑識係巡查、橋本辰次郎。利用者、鑑識係
警部補、宗田萬三

二十、揮發油罐に三個の指紋(福岡)

罪名。 放火犯。

被疑者。 本籍、福岡市大字野間三三九番地、當時、福岡縣筑紫郡大野村大字牛頭瀨口正雄方大
工職、大神六三郎(三四)

被害者。 戸畑市仲町四丁目、矢頭善六。

犯罪事實。 大正十五年二月二十五日午後九時頃、前記矢頭善六所有家屋は空家にして、貸家の
目的なりしを以て戸締を施しあらざりしにより表より侵入し、奥六疊の間押入内に、携へ來た
りし揮發油一磅罐に約七分位ありしを注ぎ、之に放火したるに、爆然として燃え移りたるを以
て未だ一二勺位殘溜せる罐を現場に放棄し逃走した。該家は襖及障子を燒毀し、天井板を焦し
て自然鎮火した。

前記家屋は大正十五年二月二十四日午後四時迄同所に於て襖の張り替を爲し、其後同月二十七
日午前十時頃、附近の者が借り受けんと屋内に立ち入りし時、放火を爲し居ること發覺した。
指紋の狀況。 放火現場に遺棄してあつた揮發油罐は、犯人が携帯して來たものと認めらるゝを
以て、之に粉末を撒布したるに三個の指紋を現出した。内二個は蹄狀紋にして、他の一個は鮮
明ならざるも渦狀紋と推定せらる。而して當時居住者なかりしを以て、犯人の残した指紋であ
ると確定することを得た。

利用の經過。 本件は揮發油を媒介物としたる放火の罪跡歴然たるを以て、被害者及附近居住者
を中心として怨恨、痴情、保険金詐取其他凡ゆる方面に亘り被疑者を物色し、戸畑署に於て之等
の指紋を採取し、鑑識係が現場指紋と對照し、捜査の歩を進めしも、該當者を發見せず、遂に
事件は迷宮に入らんとした。然るに前記被疑者大神六三郎は、現場より三軒目に居住し建築大
工をなし居りしが、事件發覺後三十一日目たる同年三月三十日、突然夜逃を爲したるを以て不
審を抱き捜査の歩を進めたるに、多額の負債を爲せるのみならず、材木及家財に對し一千圓の
動産保險を付し居りたることを判明せるを以て、或は同人の所爲にあらざるやと思料し、所轄戸
畑署に於て所在捜査中、最近妻の實家たる肩書地に居住せることを判明し、二日市署に託して客
年十二月二十九日同人の指紋を採取し、本年一月十二日指紋の鑑定をなしたるに、同人の指紋

なること判明し、同月十五日身柄を同行し取調べたるに、遂に包むに由なく前記の犯行を自白し、一ヶ年に垂とする未檢舉放火事件を現場指紋によりて完全に檢舉することを得た。

発見者と利用者。 発見者 福岡縣警察部刑事課鑑識係。利用者 福岡縣戸畑警察署刑事係。

二十一、抽斗に硝酸銀液を注ぎ指紋現出(福岡)

罪名。 窃 盜。

被疑者。 原籍、慶尚南道釜山府中島町二丁目二〇番地、住所不定、學丁雀(二九)

被害者。 福岡縣福岡市大字平尾六〇三番地、入江常雄

犯罪事實。 大正十五年三月二十三日午後二時頃、被疑者は前記時刻被害者宅不在中裏口より忍入り、座敷箆筒在中の現金十三圓及衣類十四點價格百八十七圓、合計被害額二百圓相當のものを窃取す。

指紋の状況。 大正十五年三月二十四日午前九時、被害者宅に於て箆筒の抽斗内側に右手、示指

中指、環指、小指の四個の稍鮮明なる指紋を硝酸銀溶液により現出せるも、内示指、環指は推定により價を附し得るも、其他は價を附することを得ず特徴あり。

利用の経過。 現場指紋は四指連続せりと雖も、價全部判明せざるを以て、配列原紙と對照不可能なりしが、質屋の視察中、被害品の一部を鮮人偽名にて入質し居りたるを發見、専ら鮮人を被

疑者として指紋對照中、翌四月十二日縣下二日市署に檢舉せられ居る前記鮮人の指紋と符合すること判明し、取調べたるに、最初は全然否認し居りしが、遂に犯罪事實を自供するに至つた。

発見者と利用者。 発見者 刑事巡查、樋口清藏。利用者 鑑識係警部補、宗田萬三。

二十二、一升壇に犯人の指紋(福岡)

罪名。 強 盜。

被疑者。 原籍、福岡縣東白河郡常豊村大字塙三〇番の一、當時住所不定、鈴木榮造(二六) 原籍

愛媛縣東宇和郡野村字伊勢井谷 當時住所不定 兵頭馬次郎(三一)

被害者。 福岡縣福岡市因幡町二十一番地飲食店、久富なつ。

犯罪事實。 大正十五年四月十四日午前五時十分頃、被害者方横硝子障子の硝子を外して、同所より手を挿入し掛金を外し、硝子障子を開きて侵入し、店舗に置きありし一升壇入の焼酎を飲酒し、然る後日本刀を抜き、二人連にて被害者を脅迫し、現金三十四圓五十錢及將校マント一點を強奪逃走す。

指紋の状況。 大正十五年四月十四日午前六時頃、犯罪現場に於て犯人が硝子障子の硝子を外し之を塵芥箱の下に隠し居たるものに、一個の右手示指と推定せらるゝ乙種蹄狀紋價に屬する鮮明なる指紋印象せるを發見し、尙犯人が一升壇の燒酎を飲酒せる際印象せりと認むる、弓狀

紋の價1に屬する鮮明なる指紋を發見す。

利用の經過 本件現場指紋は一個は右手示指と推定せられ乙種蹄狀紋3(價)に屬し、一個は最も小數なる弓狀紋なるを以て、鑑識係配列中の指紋原紙九萬三千三百二十八枚と對照調査(所要人員九十人)を爲したるも、該當者發見せず。或は前科者にあらざるやと思料し、日々縣内外より鑑識係に前科照會に接する指紋原紙と對照中、犯罪後十日目たる大正十五年四月二十四日、大分縣中津警察署より前科照會に接したる前記二名の指紋は、前科發見し得ざりしも、乙種蹄狀紋の價3に屬する硝子に印象せる指紋は鈴木榮造右手示指に符合し、外一個一升壺に印象せる弓狀紋の現場指紋は、兵頭馬次郎の右手示指の指紋に符合すること判明したるを以て、中津刑務所に收容中の被疑者兩名に就き取調べたるに、犯罪事實を自白するのみならず、贓品の一部も發見したるを以て、本件と同一手口を有する八幡市に發生したる二人組にして抜刀し、侵入後飲酒せる強盜傷人事件等強盜三件、強盜傷人一件、窃盜六件合計十件を檢舉することを得た。

發見者と利用者。 發見者 刑事巡查、樋口清藏。 鑑識係巡查、岡田八郎。 利用者 鑑識係警部補、宗田萬三。 同巡查、笠井金平。

二十三、竊筒の指紋は本人のもの(福岡)

犯罪。 不實の申告。

被疑者。 原籍、福岡縣山門郡大和村大字六合字西津留、住所同、松藤淺一。

犯罪事實。 大正十五年五月十二日午前十時頃より翌日午後三時頃迄の間に於て、自宅六疊の座敷箆筒抽斗に入れ置きたる、現金貳拾圓餘を盜難に罹つたと云ふ届出があつた。

指紋の状況。 大正十五年五月十四日午後二時半頃、現場に於ける賊の觸れたと思料せらるゝ、黒塗箆筒抽斗の外部に粉末を撒布したるに、價を附し得ざる程度の指紋四個現出、特徴點判明す。

利用の經過。 本事件届出により所轄柳河署は現場臨檢捜査するに、外部より侵入したりと認めらるゝ點なく、或は内部の者の所爲と思料せらるゝを以て、前記箆筒抽斗に印象せる指紋と家族の指紋と對照するに、被害者松藤淺一の指紋と同一にして外部の者の指紋にあらず、被害に不審の點あるを以て本人を取調べたるに不實の申告なることを自白した。

發見者と利用者。 刑事巡查、山下伍市。

二十四、賊が持出したと云ふ物には本人の指紋(熊本)

罪名。 官公署に對し不實の申告をなしたるもの。

被疑者。 熊本縣飽託郡健草村米穀仲買商、京復禮。

犯罪事實。 大正十五年八月八日午後十時三十分より同九日午後四時半までの間に於て、被害者

方南側窓口に釘付けある板を捏ね外し、同所より賊忍入り、其の取り外したる箇所には箆を立てて外見を塞ぎ置き、店の間の電燈を消し座敷に至り、被害者夫婦に六歳の養女と妻の妹都合四名就寝し居たる所の手提鞆在中の現金一千五百圓を窃取し逃走した。賊は最初佛檀の抽斗を探したる形跡あり。と云つて、虚偽の申告をなしたるものである。

指紋の状況。 同月十日警察部刑事課刑事實地臨検の結果、賊が被害者方の佛檀の抽斗を取り出し、表の間に持参したと云ふ該抽斗より採取したる指紋を鑑別するに、被害者京復禮の左の小指の乙種蹄状紋にして、他の指紋現出せず。

指紋利用の経過。 賊が佛檀の抽斗を取り出したと被害者が主張するを以て、該抽斗にありたる指紋を採取するに、被害に罹りたりと稱する京復禮の左の小指の指紋なりしを以て、虚偽の申告にはあらずやと相當取調の結果、虚偽の届出なることを自白した。而して同人は現金五百圓は自宅屋根の瓦の下に隠匿し、残額五百圓は賭博に敗け、其他は費消し居りて債權者稻本千太郎に申譯なしとて、如斯舉に出でたるものであつた。

指紋發見者と利用者。 刑事課巡查部長、堀部庸雄。同藤本敬彌。巡查、松原長藏。

二十五、襖の黒塗縁に指紋(宮崎)

罪名。 窃盜。

被疑者。 東臼杵郡恒富村大字恒富字川原町青物商、高見邦弘(一七)

被害者。 東臼杵郡恒富村大字出口日本窒素肥料株式会社延岡工場社社員、坂口徳藏(四二)

犯罪事實。 被疑者邦弘は、大正十五年四月二日午前八時頃、被害者坂口徳藏方に青物の注文取りに行きたる際、全家旅行不在中を奇貨とし、裏門より庭内に侵入し、臺所入口の施錠を破壊して屋内に忍入り、押入に始末しありたる敷島巻煙草六個時價壹圓八錢、林檎一個時價拾錢、女中部屋にありたる毛斯風呂敷一枚時價一圓二十錢を窃取したるものである。

指紋の状況。 届出により四月三日午後二時頃、被害者方に刑事を派遣捜査せしめたるに、被害物件敷島を格納してあつたと稱する押入れの襖の縁(黒色に塗りたる部分)下方より七寸五分の所に隆線何れも細くして損傷なく、且つ鮮明なる拇指と認むべき指紋一個を發見し、賊の右手と鑑識した。

指紋利用の経過。 被害當時附近社宅に於て時計其の他の盜難事件頻出し極力犯人捜査中なりしを以て、即時携帯したる「アルミニウム」粉末を使用指紋採取したるに、前記の通り隆線細くして損傷なく、且つ被害品の状況より、不良少年の所爲にあらずやと思料したるに依り、即時附近社宅居住者に就き内偵するに、市内商店より注文取りの爲め四五名の店員の外來往したるものなし。依て關係店員の素行其他内偵の結果、被疑者高見邦弘外一名は未成年者なるに不拘性

行不良にして、不相應なる金銭を費消する事實判明し、且つ當日注文取りのため來往したる等より兩名を同行取調べたるも、兩名共犯罪事實を否認した。依て兩名の指紋を採取し、先に現場に於て採取せる指紋と對照したるに、高見邦弘の右手拇指及示指と合致するを以て、追及したるに前記犯罪事實及他の社宅内の窃盜事實を自白し、且つ被害品全部を提出した。
指紋發見者と利用者。 延岡署刑事巡查、山内三良。

昭和二年七月九日初版印刷
昭和三年四月十五日再版發行
昭和三年五月二十八日三版發行

内務省警保局

東京市京橋區瀧山町七番地

印刷者 小川 邦 孝

東京市京橋區瀧山町七番地

印刷所 東京製本合資會社

電話銀座 六六六
五五五
二一〇
香香香





